

主なコメントに対する考え方

1. 奨学金貸与について	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>被害者に対する返金を優先すべき。</p> <p>口座残金を限度として先着順に被害者に返金すれば、被害者の公平を損なうことはなく、返金手続未了の被害者を特定するというような事務作業などによって、多大なコストが発生することも想定されないのではないか。</p>	<p>振り込め詐欺救済法に基づき、被害者は振り込んだ口座から直接返金されることとなっておりますが、適法に返金手続を終えて一度預金保険機構に納付された、犯罪被害者等の支援の充実に支障をきたすことなく、十分な返金を受けられなかった被害者に対して優先的に支払うべきであるとは必ずしも言えないと考えます。</p> <p>更に、幅広く被害者を対象に再度返金を行う場合、返金申請を行っていない被害者の特定やこれらの被害者への支払事務などにより多大なコストが発生すると考えられます。こうしたコストや被害者数を勘案すると、一人当たり支払額が極めて少額になり、費用対効果の面で疑問があると考えます。</p> <p>単に申請の先後のみで返金対象か否かを定めることとすれば、社会通念上、申請が必ずしも遅いとは言えない者であっても、たまたま自分より早く申請した者が居ただけで、返金の対象から外れるなど、被害者間の公平性の観点から問題があると考えます。</p> <p>また、申請が金融機関に到着した順とすれば、先に申請を発送したにも関わらず、配送の状況によって、たまたま金融機関に到着するのが遅れた場合など、不公平な事態が生じるおそれがある一方、申請の発送順とすれば、その先後関係の特定が困難であると考えます。</p> <p>更に、申請（分配）が行われなかった口座残高については、引き続き預保納付金として滞留し、再度その使途が問題となるなど、適当でないものと考えます。</p>
2. 犯罪被害者支援団体に対する助成について	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>被害者に対する返金を優先すべき。</p> <p>振り込め詐欺等被害者を支援する団体へ助成すべき。</p> <p>なぜ「犯罪被害者団体」ではなくて「犯罪被害者等支援団体」なのか理解に苦しむ。犯罪被害者が過半数を構成する団体へ助成すべき。</p>	<p>上記①に対する考え方をご参照ください。</p> <p>振り込め詐欺救済法が支援の対象とする「犯罪被害者等」に限定を付していないことに鑑みれば、特定の犯罪被害者等を支援する団体のみを助成対象とするよりも、むしろ広く犯罪被害者等の支援を行っている団体を助成の方が望ましいと考えます。</p> <p>犯罪被害者等を幅広く支援する観点から、活動の実態が広く犯罪被害者等の支援を行うものであり、その活動の公益性等が明らかな団体について助成対象とすることが適当と考えます。</p>

3. その他意見	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>法的権利を行使するための訴訟費用等に使用するべき。</p> <p>預保納付金の一部を、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター設置費用にして欲しい。</p> <p>適格消費者団体は、消費者被害の拡大防止のために事業者の不当な行為に対する差止請求権を有するものであり、適格消費者団体への助成を検討して欲しい。</p> <p>凍結口座に振り込んだ履歴がある方全員に連絡して調整する部門を作り、その経費に使用することはできないか。</p> <p>振り込め詐欺救済法に基づく公告手続に係る経費など、金融機関の事務経費負担の軽減のために支出することも検討して欲しい。</p>	<p>「法的権利を行使するための訴訟費用等に使用するべき」というご意見については、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 訴訟提起等を行わない被害者には何らメリットがなく、被害者間の公平が損なわれる (ii) どの程度の損害賠償金等が得られるかは加害者側が保有する財産次第の面があり、預保納付金の使途としては、費用対効果の面で疑問がある <p>などの問題点があり、適当ではないものと考えます。</p> <p>犯罪被害者の視点に立った支援を実現するためには、被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の被害者等支援団体による迅速かつ柔軟で、継続的な支援活動が必要です。</p> <p>他方で、犯罪被害者等支援団体は財政基盤の脆弱な団体が多く、必ずしも十分な支援活動が行われていない面があります。</p> <p>このため、基本的に、現に支援活動を行っている団体を対象として、その支援活動の充実・強化を図ることに対して助成を行うことが有益であると考えます。</p> <p>なお、助成の対象としては、基本的に広く犯罪被害者等を支援する団体を想定しているものの、必ずしもこれに限定するものではありません。具体的にどの団体に助成を行うかについては、それぞれの犯罪類型等に対する支援の状況を比較考量の上、活動の公益性等を考慮しつつ、担い手となる団体において決定することになります。</p> <p>振り込め詐欺救済法において、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」と規定されているところであり、預保納付金は現に被害を受けられた方への支援を対象としているものと考えます。</p> <p>幅広く被害者を対象として連絡を行う場合、返金申請を行っていない被害者の特定やこれらの被害者への支払事務などにより多大なコストが発生すると考えられます。こうしたコストや被害者数を勘案すると、一人当たり支払額が極めて少額になり、費用対効果の面で疑問があると考えます。</p> <p>振り込め詐欺救済法においては「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」と規定されており、公告手続に係る経費など、金融機関の事務経費負担の軽減のために預保納付金を使用するのは適切ではないと考えます。</p>